

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川 富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882



3大都市圏で地価下落 コロナによる需要減退

国土交通省は、全国主要都市1000地区を対象とした2020年第2四半期（4月1日～7月1日）の地価動向調査の結果を発表した。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴うホテルや店舗の需要減退と取引の停滞が影響し、下落は前回調査の4地区から38地区へ増加。上昇は73地区

から1地区へ激減した。

地価が下落した地区の数が上昇した地区を上回ったのは平成24年7月の調査以来、8年ぶり。用途別では住宅地に比べて商業地で、地域別では地方圏に比べて三大都市圏での下落が顕著だった。新型コロナウイルスは土地の価格にも影響が及んでいる。

家賃支援給付金の対象拡大 新規創業・事業承継も受付

中小企業庁は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・個人事業者の家賃負担を軽減する「家賃支援給付金」について、「2020年1～3月に創業・新規開業

された方」「2019年に創業・新規開業したが売上が存在しなかった一部の方」「前事業者の死亡により2020年4月2日以降に事業承継された方」の申請受付を開始した。

家賃支援給付金は5月の緊急事態宣言の延長などにより、売り上げ減少に直面する中小企業・個人事業者の事業継続を支えるため、法人に最大600万円、個人事業者に同300万円を一括支給する制度。資本金10億円未満の中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者のほか、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法

人など、会社以外の法人も対象となる。

中小企業のM&A ハンドブックを作成

中小企業庁は、後継者不在の中小企業や小規模事業者に、事業承継の手段としてのM&Aを分かりやすくポイントを解説した「中小M&Aハンドブック」を作成した。

同庁が、中小企業等のM&Aに関する手引き・指針として今年3月に策定した「中小M&Aガイドライン」の第1章「後継者不在の中小企業向けの手引き」に対応したもののハンドブックでは、M&Aの手続きや手続ごとの利用者の役割・留意点、トラブル発生時の対応等を記載している。
・中小M&Aハンドブック（PDF形式）
<https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200904001/20200904001-2.pdf>



電子商取引（EC）

パソコンやスマートフォンといった端末からインターネットなどのネットワーク上で契約や決済といった商取引をすること。エレクトロニクスコマース（EC）と呼ばれる。

アマゾン・ドットコムや楽天、ヤフーなどのサイトを使い、中小企業や個人が消費者に販売する取引も増えている。企業対消費者の「BtoC」や消費者間の「CtoC」と分類される。

市場規模は毎年拡大している。経済産業省の調査によると、国内のBtoC取引は2018年に約18兆円と前年より9%（約1.5兆円）増えた。アプリなどを使ったCtoCも広がっており、18年に6400億円と前年比32%増だった。



新型コロナウイルスと労災認定 厚労省が事例を公表

―感染認定を柔軟に解釈

新型コロナウイルスの感染者が増え続けており、新型コロナウイルスに関する労災請求件数も増加しています。社員が新型コロナウイルスに感染した場合、どのようなときに労災が認められるのでしょうか。そこで今回は、新型コロナウイルスの労災認定の考え方と厚生労働省が公表した事例を取り上げます。

労災として認定されるためには、業務関連性の基準をクリアしなければいけません。具体的には、仕事によつて生じた病気・ケガであること

を証明することになります。また、業務関連性があると認められるためには、次の2つの基準を満たす必要があります。

◇業務遂行性

まず1つ目が「業務遂行性」です。業務遂行性とは、仕事をしている状態だったかと言えるかどうかということです。これは必ずしも仕事の最中であることを指すのではなく、業務中にトイレに行ったりした時間も含まれます。

◇業務起因性

もう1つは、「業務起因性」です。そのケガや病気が仕事を原因として生じたといえる場合には、業務関連性があると判断できます。具体的には、営業で得意先の会社に行く途中

●新型コロナウイルスの労災認定●

◇感染経路が特定されない場合◇

- ①複数の感染者が確認された労働環境下での業務
 - ②顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務
- 感染リスクが相対的に高い

労働基準監督署が「業務遂行性」と「業務起因性」の2つの観点から調査し、判断する

に転んでケガをした場合は、仕事の原因といえます。工場などで機械作業中にケガをした場合も当然当てはまります。

新型コロナウイルス感染で労災を申請する上でも、業務中、業務を行う中で新型コロナウイルスに感染したという業務遂行性・業務起因性の立証が労災認定のカギになります。

■医療従事者以外も労災対象になるケース■

医療従事者については、患者の診療もしくは看護の業務または介護の業務などに従事する医師、看護師、介護従事者などが新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象になります。

一方、医療従事者以外の労働者の場合はどうでしょうか？

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の労災補償の考え方について、令和2年4月28日に通達を出しました。

この通達の中では、いくつかの職業について、労災認定に関する一定の指針が示されています。

具体的には、小売業の販売業務、バス・タクシー等の運送業務、育児サービス業務などの顧客等との近接

や接触の機会が多い労働環境下での業務に従事している人が感染した場合には、業務に起因したものととして労災と認められるか否かは、個別に判断されるものの、仕事により感染した可能性が高いとされています。

実際に新型コロナウイルス感染症の感染が労災として認定された例としては、小売店の販売員、バスガイド、マッサージ師、土木作業員といった事例があります。

新型コロナウイルスに感染した小売店の販売員が、感染経路は特定できないが、業務で感染した可能性が高いとして、医療従事者以外で初めて労災に認定されました。その販売員は、日々数十人に商品説明するなど客との接触が多かったため、業務による感染として認定されました。厚生労働省は、スーパーのレジ担当など日常的に不特定多数と接する仕事などの場合も、柔軟に認定する方針を示しています。

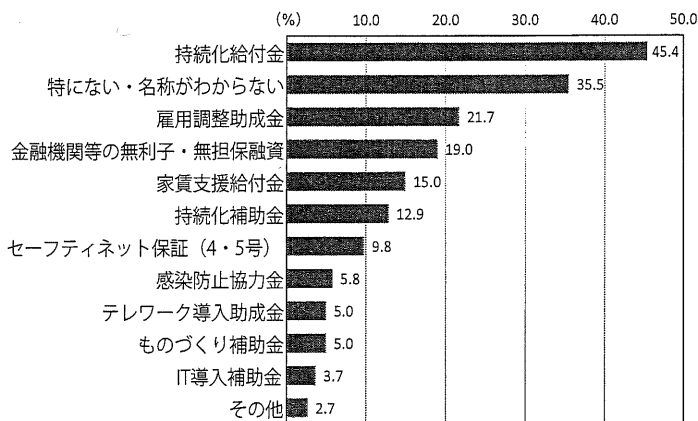
保健所の調査により感染経路が特定されない場合であっても、感染リスクが相対的に高いと考えられるような労働環境下で働いていた労働者が感染した場合、業務によつて感染した可能性が高いとして労災が認められるケースが増えています。



中小機構がコロナ影響調査 7割以上が業績に影響 持続化給付金の利用多く

中小企業基盤整備機構（中小機構）は、新型コロナウイルス感染症の中小・小規模企業影響調査を行いました。それによると、業績についてマイナスの影響を受けている割合は75・9%で、依然として厳しい状況が続いている実態が分かりました。そこで今回は、同調査の中から主な項目について取り上げます。

●各種支援制度の利用状況●



独立行政法人・中小企業基盤整備機構は、中小企業・小規模事業者2000社を対象に「新型コロナウイルス感染症の中小・小規模企業影響調査」を4月から毎月実施しています。7月の調査では、「大幅なマイナス影響が発生」が前回調査から1・5ポイント減の41・3%となりましたものの、「一部のマイナス影響が発生」「今後マイナス影響発生見込み」がともに増加したため、「なんらかのマイナス」の合計割合は3・5ポイント増の75・9%となりました。

業種別の業績影響では、特にサービス業（宿泊・飲食）における「大幅なマイナス影響が発生」の割合が依然として高く、極めて厳しい状況

が継続しています。

緊急事態宣言など大規模な外出自粛要請に対し、事業継続に向けた準備を進めている割合は、サービス業（情報通信）が44・0%と最も高くなり、一方で建設業・小売業は20%台と低くなりました。

サービス業（情報通信）の割合が高まった理由としては、ITリソース（ハード・ソフト面）が整いやすいことや非接触（オンライン上）でも提供できる商品・サービスが他業種に比べ豊富なことなど、情報通信技術との親和性の高さが要因として考えられます。

■支援制度の利用状況■

新型コロナウイルス感染症に係る利用済・利用予定の支援制度は、経済産業省の「持続化給付金（45・4%）」が最も多く、次いで「特になし・名称がわからない（35・5%）」、「厚生労働省「雇用調整助成金（21・7%）」となりました。

各補助金よりも給付金が高い割合を示した理由としては、制度対象者が幅広いことや補助事業の完了を待たずに資金給付が受けられることに加え、特に「持続化給付金」などは対象件数・給付上限額など制度規模自体が大きいことも起因していると

考えられます。

■現在と今後のコロナ禍対策（事業面・労務面）■

今後の事業面対策では、「対策なし・今後の対策が分からない（32・7%）」が最も多く、次いで「新たな商品・サービスの開発」、「既存商品・サービスの提供方法見直し」となりました。一方、「金融機関等からの資金調達」は3・8ポイント減少しています。

今後の労務面対策では、「備品（マスク・除菌スプレー）配布・設置（46・7%）」が最も多く、次いで「人的距離・ソーシャルディスタンス確保」、「対策なし・今後の対策が分からない」となりました。

現在と今後の対策を対比した場合、「新たな商品・サービスの開発」、「既存商品・サービスの提供方法見直し」が特に増加し、労務面対策では特段の減少項目が少ないことから、これまでの感染拡大対策を維持しつつ、新商品・サービス開発など新たな取組みを始めようとする状況が伺えます。

調査報告の詳細については中小機構HP

<https://www.smrj.go.jp/research-case/research/questionnaire/favygo5000000rzfk.html>



中小企業防災・減災投資促進税制 6月末で計画認定が1万件超えに

このほど中小企業庁は、「中小企業防災・減災投資促進税制」の適用要件である事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定件数が、制度開始から1年弱の今年6月末時点で1万件を突破（1万451件、うち41件は連携事業継続力強化計画）したことを明らかにしました。（※連携事業継続力強化計画とは、災害時の代替生産や相互補完など、複数の中小企業者が連携して行う対策のことをいいます。）

同税制は、中小企業等が自然災害に備えた事前対策を強化するための設備投資を後押しするために令和元年度税制改正において創設されたものです。中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業等が、令和元年7月16日から令和3年3月31日までの間に、その認定に係る事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画に記載された1台（又は1基）「100万円以上の機械装置」及び「30万円以上の器具備品」、一設備が「60万円以上の建物附属設備」を

新たに取得し事業の用に供した場合、20%の特別償却を受けることができる制度となっています。

対象となる防災・減災のための具体的な設備には、機械装置では、自家発電機や排水ポンプなど、器具備品では、制震・免震ラック、衛生電話など、建物附属設備では、止水板、防火シャッター、スプリンクラーなどが挙げられます。

取り組み事例としては、豪雨時の浸水等に備えて止水板や排水ポンプなどの設備を準備、また、災害時もサーバーが最低稼働できるような制震ラックや非常用発電機を導入するケースなどがみられます。

同制度を適用するためには、これらの取り組み内容や実施期間、防災・減災設備の内容等を記載した計画を策定し、この計画を経済産業大臣に申請をして認定を受ける必要があります。そして、認定後に一定の書類を添付して所轄の税務署へ税務申告すれば優遇措置を受けることができます。

10月の税務と労務

一 税 務

- ★特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
通知期限…10月15日
- ★個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第3期分）
納期限…10月中において市町村の条例で定める日
- ★9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…10月12日
- ★8月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…11月2日
- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…11月2日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…11月2日
- ★2月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
申告期限…11月2日
- ★消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…11月2日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の7、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（6月決算法人は2か月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…11月2日

一 労 務

- ★健保・厚保の保険料の納付
納期限…11月2日

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、急激に進む在宅ワーク化。

業務効率の改善や労働時間の削減などの効果が期待される一方で、長時間の在宅勤務によるコミュニケーション不足とそこから生じるマネジメントの難しさなどの課題が浮上してきました。▼在宅ワークでは部下の管理が難しいという意見がありますが、「目の前に部下が座っていないで直接指示できれば安心だが、その場にはいない部下は何をやっているか分からない」とい

「見えない部下」の評価

う思考から脱却する必要があると思います。オフィスで長時間机に向かっているからといって、仕事をしているとは限りません。上司やリーダーには今まで以上にマネジメント能力が求められ、「見えない部下」を公正に評価する技量が試されるようになるでしょう。▼働き方が変わると、管理という概念や組織のあり方も変わっていく可能性があります。在宅ワーク化が進むと、そもそも「管理とは何か」を考え直す必要に迫れそうです。